実地指導を受ける事業者様自身にて、各項目の適否について☑を付け、提出してください。

**船橋市　指定障害福祉サービス事業者等指導調書**

**（計画相談支援）**

|  |  |
| --- | --- |
| 実地指導年月日 | 年　　月　　日 |
| 事業者（法人）名 |  |
| 施設の名称 |  |
| 施設指定番号 |  |
| 施設の所在地 | 〒　　　－　　　　 |
| 管理者 |  |
| 資料作成者 | 職・氏名 |  |
| 連絡先 |  |

指導調書における表記等について

Ａ．省略表記

１．「法」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」をいう。

２．「基準省令」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第28号)」をいう。

３．「契約支給量」とは、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量をいう。

４．「解釈通知」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第22号）」をいう。

Ｂ．根拠条文について

　　「根拠条文及び市処理欄」に記載のある§以降の番号は、基準条例等の根拠条項を示したもの。

　　例：第5条第1項第1号(ｱ)　→　§5①⑴(ｱ)

| **実地指導項目** | **適否** | **根拠条文等****及び市処理欄** |
| --- | --- | --- |
| **第１　基本方針** |  |  |
| ⑴　指定計画相談支援の事業は、利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行っているか。 | □適□否 | §2①□A　□B |
| ⑵　指定計画相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行っているか。 | □適□否 | §2②□A　□B |
| ⑶　指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行っているか。 | □適□否 | §2③□A　□B |
| ⑷　指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行っているか。 | □適□否 | §2④□A　□B |
| ⑸　指定特定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。 | □適□否 | §2⑤□A　□B |
| ⑹　指定特定相談支援事業者は、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | □適□否 | §2⑥□A　□B |
| ⑺　指定特定相談支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 | □適□否 | §2⑦□A　□B |
| ⑻　指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めているか。 | □適□否 | §2⑧□A　□B |
| **第２　人員に関する基準** |  |  |
| **◆従業者** |  |  |
| 指定特定相談支援事業者は、当該指定に係る特定相談支援事業所ごとに専らその職務に専従する相談支援専門員を置いているか。(ただし、指定計画相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。) | □適□否 | §3□A　□B |
| **◆管理者** |  |  |
| 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。(ただし、指定特定相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。) | □適□否 | §4□A　□B |
| **第３　運営に関する基準** |  |  |
| **◆内容及び手続きの説明** |  |  |
| ⑴　指定特定相談支援事業者は、計画相談支援対象障害者等が指定計画相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った計画相談支援対象障害者等に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 | □適□否 | §5①□A　□B |
| ⑵　指定相談支援事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 | □適□否 | §5②□A　□B |
| **◆契約内容の報告等** |  |  |
| ⑴　指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 | □適□否 | §6①□A　□B |
| ⑵　指定特定相談支援事業者は、サービス等利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出しているか。 | □適□否 | §6②□A　□B |
| **◆提供拒否の禁止** |  |  |
| 指定特定相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定計画相談支援の提供を拒んでいないか。 | □適□否 | §7□A　□B |
| **◆サービス提供困難時の対応** |  |  |
| 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定特定相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | □適□否 | §8□A　□B |
| **◆受給資格の確認** |  |  |
| 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証又は地域相談支援受給者証によって、計画相談支援給付費の支給対象者であること、法第五条第二十二項に規定する厚生労働省令で定める期間、支給決定又は地域相談支援給付決定の有無、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間、支給量又は地域相談支援給付量等を確かめているか。 | □適□否 | §9□A　□B |
| **◆支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助** |  |  |
| 指定特定相談支援事業者は、支給決定又は地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う支給決定又は地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。 | □適□否 | §10□A　□B |
| **◆身分を称する書類の携行** |  |  |
| 指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 | □適□否 | §11□A　□B |
| **◆計画相談支援給付費の額等の受領** |  |  |
| ⑴　指定特定相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、計画相談支援対象障害者等から当該指定計画相談支援につき法第51 条の17 第2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額）の支払を受けているか。 | □適□否 | §12①□A　□B |
| ⑵　指定特定相談支援事業者は、⑴の支払を受ける額のほか、計画相談支援対象障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を計画相談支援対象障害者等から受けることができるが、支払を受けているか。 | □適□否 | §12②□A　□B |
| ⑶　指定特定相談支援事業者は、⑴及び⑵の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った計画相談支援対象障害者等に対し交付しているか。 | □適□否 | §12③□A　□B |
| ⑷　指定特定相談支援事業者は、⑵の交通費については、あらかじめ、計画相談支援対象障害者等に対し、その額について説明を行い、計画相談支援対象障害者等の同意を得ているか。 | □適□否 | §12④□A　□B |
| **◆利用者負担額にかかる管理** |  |  |
| 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を提供している計画相談支援対象障害者等が当該指定計画相談支援と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項第二号に掲げる額の合計額を算定しているか。また、この場合において、当該指定特定相談支援事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該計画相談支援対象障害者等及び当該計画相談支援対象障害者等に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | □適□否 | §13□A　□B |
| **◆計画相談支援給付費の額に係る通知等** |  |  |
| ⑴　指定特定相談支援事業者は、法定代理受領により指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、計画相談支援対象障害者等に対し、当該計画相談支援対象障害者等に係る計画相談支援給付費の額を通知しているか。 | □適□否 | §14①□A　□B |
| ⑵　指定特定相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定計画相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を計画相談支援対象障害者等に対して交付しているか。 | □適□否 | §14②□A　□B |
| **◆指定計画相談支援の具体的取扱方針** |  |  |
| ⑴　指定計画相談支援の方針は、基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。 |  |  |
| ①　指定特定相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させているか。 | □適□否 | §15①⑴□A　□B |
| ②　指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っているか。 | □適□否 | §15①⑵□A　□B |
| ⑵　指定計画相談支援における指定サービス利用支援の方針は、基本方針及び前項に規定する方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。 |  |  |
| ①　相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。 | □適□否 | §15②⑴□A　□B |
| ②　相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしているか。 | □適□否 | §15②⑵□A　□B |
| ③　相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援に加えて、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努めているか。 | □適□否 | §15②⑶□A　□B |
| ④　相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。 | □適□否 | §15②⑷□A　□B |
| ⑤　相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行っているか。 | □適□否 | §15②⑸□A　□B |
| ⑥　相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接しているか。また、この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。 | □適□否 | §15②⑹□A　□B |
| ⑦　相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第五条第二十二項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成しているか。 | □適□否 | §15②⑺□A　□B |
| ⑧　相談支援専門員は、サービス等利用計画案に法第5条第8項に定める短期入所を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間180日を超えないようにしているか。 | □適□否 | §15②⑻□A　□B |
| ⑨　相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第十九条第一項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。 | □適□否 | §15②⑼□A　□B |
| ⑩　相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付しているか。 | □適□否 | §15②⑽□A　□B |
| ⑪　相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議（相談支援専門員がサービス等利用計画の作成のために当該変更を行ったサービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行う会議をいい、テレビ会議装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。 | □適□否 | §15②⑾□A　□B |
| ⑫　相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。 | □適□否 | §15②⑿□A　□B |
| ⑬　相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付しているか。 | □適□否 | §15②⒀□A　□B |
| ⑶　指定計画相談支援における指定継続サービス利用支援の方針は、第1の基本方針、(1)及び(2)の方針に基づき、次に掲げるところによっているか。 |  |  |
| ① 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握(モニタリング)を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定に係る申請の勧奨を行っているか。 | □適□否 | §15③⑴□A　□B |
| ② 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第5条第23項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに利用者等の居宅を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しているか。 | □適□否 | §15③⑵□A　□B |
| ③ (2)の①から⑧まで及び⑪から⑬までは、(3)の①のサービス等利用計画の変更について準用する。 |  |  |
| ④ 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。 | □適□否 | §15③⑷□A　□B |
| ⑤ 相談支援専門員は、指定障害者支援施設等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。 | □適□否 | §15③⑸□A　□B |
| **◆利用者等に対するサービス等利用計画等の書類の交付** |  |  |
| 指定特定相談支援事業者は、利用者等が他の指定特定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等から申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。 | □適□否 | §16□A　□B |
| **◆計画相談支援対象障害者等に関する市町村への通知** |  |  |
| 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を受けている計画相談支援対象障害者等が偽りその他不正な行為によって計画相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 | □適□否 | §17□A　□B |
| **◆管理者の責務** |  |  |
| ⑴　指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定計画相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 | □適□否 | §18①□A　□B |
| ⑵　指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | □適□否 | §18②□A　□B |
| **◆運営規程** |  |  |
| 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。①　事業の目的及び運営の方針②　従業者の職種、員数及び職務の内容③　営業日及び営業時間④　指定計画相談支援の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障害者等から受領する費用及びその額⑤　通常の事業の実施地域⑥　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類⑦　虐待の防止のための措置に関する事項⑧　その他運営に関する重要事項 | □適□否 | §19□A　□B |
| **◆勤務体制の確保等** |  |  |
| ⑴　指定特定相談支援事業者は、利用者等に対し、適切な指定計画相談支援を提供できるよう、指定特定相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。 | □適□否 | §20①□A　□B |
| ⑵　指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に指定計画相談支援の業務を担当させているか。ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。 | □適□否 | §20②□A　□B |
| ⑶　指定特定相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 | □適□否 | §20③□A　□B |
| ⑷　指定特定相談支援事業者は、適切な指定計画相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | □適□否 | §20④□A　□B |
| **◆業務継続計画の策定等** |  |  |
| ⑴　指定特定相談支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか（令和６年３月３１日までは講ずるよう努めているか）。 | □適□否 | §20の2①□A　□B |
| ⑵　指定特定相談支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか（令和６年３月３１日までは実施するよう努めているか）。 | □適□否 | §20の2②□A　□B |
| ⑶　指定特定相談支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか（令和６年３月３１日までは行うよう努めているか）。 | □適□否 | §20の2③□A　□B |
| **◆設備及び備品** |  |  |
| 指定特定相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定計画相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 | □適□否 | §21□A　□B |
| **◆衛生管理等** |  |  |
| ⑴　指定特定相談支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 | □適□否 | §22①□A　□B |
| ⑵　指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 | □適□否 | §22②□A　□B |
| ⑶　指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか（令和６年３月３１日までは講ずるよう努めているか）。　① 当該指定特定相談支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 当該指定特定相談支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③ 当該指定特定相談支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。 | □適□否 | §22③□A　□B |
| **◆掲示等** |  |  |
| ⑴　指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。（当該指定特定支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の掲示に代えることができる。） | □適□否 | §23①②□A　□B |
| ⑵　指定特定相談支援事業者は、⑴の重要事項の公表に努めているか。 | □適□否 | §23③□A　□B |
| **◆秘密保持等** |  |  |
| ⑴　指定特定相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | □適□否 | §24①□A　□B |
| ⑵　指定特定相談支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | □適□否 | §24②□A　□B |
| ⑶　指定特定相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 | □適□否 | §24③□A　□B |
| **◆広告** |  |  |
| 指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはいないか。 | □適□否 | §25□A　□B |
| **◆障害福祉サービス事業者等からの利益収受等の禁止** |  |  |
| ⑴　指定特定相談支援事業者及び指定特定相談支援事業所の管理者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってないか。 | □適□否 | §26①□A　□B |
| ⑵　指定特定相談支援事業所の相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってないか。 | □適□否 | §26②□A　□B |
| ⑶　指定特定相談支援事業者及びその従業者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | □適□否 | §26③□A　□B |
| **◆苦情解決** |  |  |
| ⑴　指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 | □適□否 | §27①□A　□B |
| ⑵　指定特定相談支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | □適□否 | §27②□A　□B |
| ⑶　指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第十条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | □適□否 | §27③□A　□B |
| ⑷　指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第十一条第二項の規定により市長が行う報告若しくは指定計画相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | □適□否 | §27④□A　□B |
| ⑸　指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第五十一条の二十七第二項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | □適□否 | §27⑤□A　□B |
| ⑹　指定特定相談支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、前三項の改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。 | □適□否 | §27⑥□A　□B |
| ⑺　指定特定相談支援事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | □適□否 | §27⑦□A　□B |
| **◆事故発生時の対応** |  |  |
| ⑴　指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | □適□否 | §28①□A　□B |
| ⑵　指定特定相談支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 | □適□否 | §28②□A　□B |
| ⑶　指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | □適□否 | §28③□A　□B |
| **◆虐待の防止** |  |  |
| 指定特定相談支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか（令和４年３月３１日までは講ずるよう努めているか）。① 当該指定特定支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。② 当該指定特定相談支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。③ 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | □適□否 | §28の2□A　□B |
| **◆会計の区分** |  |  |
| 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定計画相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | □適□否 | §29□A　□B |
| **◆記録の整備** |  |  |
| ⑴　指定特定相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | □適□否 | §30①□A　□B |
| ⑵　指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定計画相談支援を提供した日から五年間保存しているか。①　福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録②　個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳　　イ　サービス等利用計画案及びサービス等利用計画　　ロ　アセスメントの記録　　ハ　サービス担当者会議等の記録　　ニ　モニタリングの結果の記録③　市町村への通知に係る記録④　苦情の内容等の記録⑤　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録＜電磁的記録について＞　指定特定相談支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、基準省令の規定において書面で行うこととして規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。また、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）にうち、基準条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、障害者等の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的記録によるものができる。 | □適□否 | §30②□A　□B |
| **◆変更の届出等** |  |  |
| 指定特定相談支援事業者は、当該指定にかかる事業所の名称及び所在地その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該指定特定相談支援事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令の定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。 | □適□否 | ＊法□A　□B |